

## プロポーザル実施要領

### 第1 募集事項

#### 1 委託業務名

東北の県庁所在地六市連携による WEB サイトを活用した情報発信およびデジタルスタンプラリー実施による誘客促進業務

#### 2 事業目的

東北六市（青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市）では、平成 23 年の東北六魂祭、平成 29 年からは東北絆まつりを開催してきたほか、国内外でのプロモーション事業にも積極的に取り組んできた。

今年度より開始する「東北六市連携による東北の夏祭りを活用した観光物産プロモーション」では、東北六市の夏祭り（青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり）を、多くの方の関心を引くきっかけや素材等として活用しながら、①様々な観光情報の発信や②周遊促進、③観光物産プロモーション、④旅行商品造成等に3年間取り組み、最終的には閑散期（冬季）を含む年間を通して六市の観光客を増加させることにより、コロナ前の水準まで観光客の回復を図り、東北の交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済活性化を目指す。

本業務においては、①情報発信および②周遊促進（デジタルスタンプラリー）に取り組むこととし、情報発信では、六市の風土や文化のほか、食などの記事を WEB ページに掲載して、東北の魅力を発信するとともに、交通アクセスや周遊パスの紹介、六市の夏祭りや各市観光協会等の WEB ページや SNS とのリンク等により、六市の観光情報を得やすくして、誘客を図る。

デジタルスタンプラリーでは、紅葉の名所、食、温泉をはじめとする六市の地点をラリースポットに設定し、参加者に六市を周遊・長期滞在させることで、六市、ひいては東北での消費拡大を促す。また、収集した行動履歴データを分析することにより、次年度以降のデジタルスタンプラリーや情報発信をはじめとする当プロモーションでのターゲット設定に生かす。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### 4 業務内容

別紙「東北の県庁所在地六市連携による WEB サイトを活用した情報発信およびデジタルスタンプラリー実施による誘客促進業務 仕様書」のとおり

### 第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数

の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 東北六市のいずれかに本店（本社）または支店（支社）があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 東北六市のいずれかより、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者に対する指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）。

### 第3 スケジュール

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始           | 令和4年7月15日（金）       |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和4年7月27日（水）       |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和4年8月2日（火）        |
| (4) 参加表明書の提出期限         | 令和4年8月9日（火）        |
| (5) 企画提案書の提出期限         | 令和4年8月9日（火）        |
| (6) 企画提案書の選考（※書面審査）    | 令和4年8月9日（火）～15日（月） |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知（予定）  | 令和4年8月19日（金）       |
| (8) 契約締結及び業務開始         | 令和4年8月下旬           |

### 第4 応募手続

#### 1 応募にあたっての質問及び回答

##### (1) 受付期限

令和4年7月27日（水） 15:00まで

##### (2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の電子メール以外での提出は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「東北六市連携事業の業務委託への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で仙台市文化観光局東北連携推進室にメール着信を確認すること。

##### (3) 提出先・問い合わせ先

「6 提出先」のとおり。

##### (4) 回答方法

回答は、令和4年8月2日（火）に東北六市の各ホームページに掲載する。

## 2 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
- ② （※1）類似業務受注実績（様式第3号） 2部
  - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
  - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
  - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各市（仙台市では区役所および総合支所）税務関係の窓口（青森市は市民課）にて請求すること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部
  - ※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求すること。

### (2) 提出期限

令和4年8月9日（火） 15:00まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、（※1）類似業務受注実績については、電子ファイル（PDF形式）も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

### (4) 提出先・問い合わせ先

「6 提出先」のとおり。

## 3 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第4号） 1部
- ② （※2）企画提案書 2部
  - （任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き12ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む）

### (2) 提出期限

令和4年8月9日（火） 15:00まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、（※2）企画提案書については、電子ファイル（PDF形式）も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

## 4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

### (1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びメールアドレス）」を記載すること

### (2) 目次

### (3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

### (4) 業務の全体計画

- ①業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ②業務実施のスケジュール

### (5) 業務内容別の説明

#### ①情報発信

WEBページ「東北文化の魅力」 (<https://tohoku-kizunamatsuri.jp/special/>) について、東北六市の夏祭り以外の観光情報を発信し、東北への誘客を促進するため、六市の風土や文化、食などの記事を追加するほか、各祭り等で行っているWEBページやSNSアカウントをリンクさせることにより、集約発信する。

また、WEBページへのアクセス促進のため、WEB広告またはSNS広告を実施する。

#### ②周遊促進

デジタルスタンプラリーにて観光地、温泉、食等を紹介することにより周遊を促進する。また、参加者の行動履歴データから、ラリー参加者の属性や人気の立ち寄りスポット、選ばれやすい周遊ルート等の分析を行う。

#### ③実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）を指定する納入期限までに提出すること。

### (6) 事業の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

### (7) 見積書

- ①本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- ②上記業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

## 5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

## 6 提出先・問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階  
仙台市文化観光局東北連携推進室（東北絆まつり実行委員会観光プロモーション部会事務局）  
小澤・蛭名

## 第5 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

東北六市で構成する審査委員会において、提出書類の評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

### 2 審査委員会での企画提案書の選考

#### (1) 実施日

令和4年8月9日（火）～15日（月）

#### (2) 実施方法

提出済の提案書等について、書面にて審査を実施する（プレゼンテーションは実施しない）。

### 3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

#### (1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）

- ① 業務に対する理解や考え方が適切か
- ② 業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か

#### (2) WEBサイトの構成、表現方法（配点20点）

WEBサイトの構築や表現方法が具体的かつ効果的か

#### (3) デジタルスタンプラリー実施内容について（配点20点）

- ① 事業スケジュールが合理的なものとして示されているか
- ② 事業効果を高めるための工夫がされているか

#### (4) プロモーション（配点10点）

WEBサイトの認知向上およびスタンプラリーのプロモーションの手法が具体的かつ効果的か

#### (5) 独自提案（配点10点）

独自提案が具体的かつ効果的か

#### (6) 実施結果の分析（配点10点）

実施結果分析の方針や手法が具体的かつ効果的か

#### (7) 業務の実施体制（配点10点）

業務を遂行するための実施体制や過去の実績が合理的に示されているか

#### (8) 経費の妥当性（配点10点）

業務を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか。また、内訳は適正かつ合理的なものか。

### 4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。

(2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に仙台市文化観光局東北連携推進室に書面(様式は任意)問合せを行うこと。その翌日から10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面により回答する。

## 第6 提案上限額

10,899,995円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

## 第7 その他

第5により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

委託費の支払いは完了払とする(業務完了後、仙台市の検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする)。ただし、受託者は、特段の事情がある場合に、市との協議のうえ、分割して請求できるものとする。